配当公告

徳島県板野郡板野町西中富菅生一九五番地五
破産者　荒井　秋代（旧姓小田）
右の者に対する高松地方裁判所平成二十四年（フ）第一七五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金三九、八〇二、九五六円
一、配当をすることのできる金額
金一四、〇〇四、二二八円
平成二十五年十一月二十日
香川県高松市亀井町八―一一　B―Z高松プライムビル八階　あかり総合法律事務所
破産管財人　阿部　晶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区歌舞伎町二丁目四三〇番地、最後の住所岩手県盛岡市盛岡駅前通一六番八号
被相続人　亡　田井　光明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
盛岡市内丸一六番一五号内丸ビル四階藤田法律事務所　相続財産管理人　藤田　治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡田老町大字摂待第六地割字門澤八一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐々木與市郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
岩手県宮古市藤原一丁目三番三二号
相続財産管理人　横道　二三男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市東前町一丁目一〇九番地、最後の住所岩手県釜石市浜町二丁目七番一号
被相続人　亡　金井すが子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
岩手県釜石市中妻町三丁目一二番一八号
震災復興をめざす岩手はまゆり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　瀧上　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市昭和町三丁目四〇七番地、最後の住所群馬県前橋市日吉町二丁目二〇番地一四恵風園
被相続人　亡　藤嶋　島江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
群馬県高崎市問屋町二丁目七番地八　高崎商工会議所ビル五階五〇一号　弁護士田島　敏之法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田島　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市新田一丁目二九六番地、最後の住所東京都葛飾区東水元五丁目九番七号ハイツサンパレスA一〇一号
被相続人　亡　後藤　武彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー六階佐藤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　名古屋　聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区下井草一丁目三二番、最後の住所東京都杉並区下井草一丁目三二番二―六〇四号下井草サンハイツ
被相続人　亡　小澤まさみ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
事務所東京都千代田区六番町三番地一協和ビル六階N＆S法律知財事務所
相続財産管理人　弁護士　澁谷　和洋
（登録姓　渋谷）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区八幡山三丁目一一番、最後の住所東京都世田谷区八幡山三丁目一一番三号
被相続人　亡　牧　冨郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
事務所東京都中央区八重洲二―一一―六八重洲KNビル三階宇田川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宇田川博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸五丁目一五一番地、最後の住所東京都江東区亀戸五丁目二二番一三号
被相続人　亡　高原　テイ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
事務所東京都千代田区麹町一―三―一一麹町第二センタービル三〇一松本克己法律事務所　相続財産管理人弁護士　松本　克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区千鳥三丁目一六七番地、最後の住所東京都足立区千住寿町一五番一一号
被相続人　亡　小出　タケ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
東京都千代田区神田淡路町一―三―一トーハン淡路町ビル九〇一やまうえ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山上　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区駒場二丁目八五〇番地、最後の住所東京都目黒区駒場二丁目九番一五号
被相続人　亡　宮代　良三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
事務所東京都千代田区丸の内三―四―二新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加野　理代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市由宇町四六九六番地、最後の住所不明、死亡とみなされる年月日平成二十三年十月十六日、出生年月日大正四年十一月十五日、職業不詳
被相続人　亡　市田　米子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
東京都台東区上野一丁目一四番六号
相続財産管理人　森田　正敏

第４期決算公告　平成25年11月20日

大阪市中央区平野町四丁目６番３号
大明ビル５階
株式会社ビゴン・ジャポン
代表取締役　高橋　俊弥

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	10,620
	固定資産	3,785
	資産合計	14,406
負債純資産の部	流動負債	1,037
	固定負債	106,581
	負債合計	107,619
	株主資本	△ 93,213
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 96,213
	その他利益剰余金	△ 96,213
	（うち当期純損失）	(41,723)
	純資産合計	△ 93,213
	負債・純資産合計	14,406

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百五十万円、資本準備金の額を六千六百五十万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
平成二十五年十一月二十日
大阪市中央区平野町四丁目六番三号大明ビル五階
株式会社ビゴン・ジャポン
代表取締役　高橋　俊弥